

機器等登録調査票記入要領



中間貯蔵・環境安全事業株式会社

登録に関するお問い合わせ窓口

【PCB処理営業部】TEL:03-5765-1935

■書式のダウンロード先(JESCOホームページ)

<http://www.jesconet.co.jp/customer/download.html>

目 次

(ページ番号は右下のページ番号参照)

- 機器等登録手続きについて . . . P. 3

- 機器等登録手続きの流れ . . . P. 4

- 登録完了から処理まで . . . P. 5

- 登録必要書類の記入要領 . . . P. 6 ~ P. 13
 - ・ PCB廃棄物等の写真撮影 . . . P. 14
 - ・ 銘板のチェック方法 . . . P. 15
 - ・ 銘板読み取り等によるPCB使用・不使用の見分け方 . . . P. 16
 - ・ PCBに汚染された機器の分類と処理方法 . . . P. 18

機器等登録手続について

1. 趣旨

- (1) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）のPCB廃棄物処理施設（拠点的広域処理施設）は、国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に従い、能力一杯で効率的に稼働させることにより、全国のPCB機器等を過不足なく処理することができる必要最小限の処理能力の施設になっています。
- (2) PCB機器等を全国の各処理施設に計画的・効率的に搬入し、安全・確実に処理していくためには、あらかじめ、PCB機器等に関する情報（特に、機器等の総重量、寸法、性状等とその所在）を把握することが非常に重要です。
- (3) そこで当社（JESCO）によるPCB廃棄物等の処理をご希望の方には、処理対象となるPCB機器等に関する情報の事前登録をお願いしています。

2. 処理対象となるPCB廃棄物等

- ① 1台あたり3kg以上のトランス類及びコンデンサ類
 - ② PCB油類
 - ③ 使用中の1台あたり3kg以上のトランス類及びコンデンサ類
- (※) 微量PCB汚染廃電気機器等(※)の処理は、JESCOでは行っておりません。

※(参考)微量PCB汚染廃電気機器等とは？

- ・ PCBを使用していないとする電気機器又はOF(Oil Filled)ケーブルであって、微量のPCBによって(非意図的に)汚染された絶縁油を含むものが廃棄物となったものを指します。
微量のPCBのPCB濃度は、0.5mg/kgを超えて、5,000mg/kg以下のものです。
- ・ 微量PCB汚染廃電気機器等もPCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条に基づき、都道府県又は政令市に保管状況等を届け出る必要があります。なお、微量PCB汚染廃電気機器は、環境省が廃掃法に基づき認定した無害化処理施設での処理が可能になります。

3. PCB機器等登録約款について

機器等調査票記入要領添付の「PCB機器等登録約款」の内容をご確認ください。
本約款にご同意頂いた上で、機器等登録にお申し込みをお願いいたします。

※(参考) PCB機器等登録約款の主な記載事項

- ・ 変更事項のご連絡：初回お申し込み時から登録情報に変更が発生した場合には、「変更申請書」によりご連絡をお願い致します。
- ・ 情報の取り扱い：JESCOは、PCB機器等登録への申込により得られた保管者様等の情報について、国及び管轄地方自治体に提供する場合等、PCB廃棄物の適正な処理の推進に係る業務の目的に利用することがありますが、この目的以外には利用いたしません。

機器等登録手続きの流れ

必要書類等の作成・送付

【必要書類】

- ① 「PCB機器等登録申込書（総括表）」
- ② 「PCB機器等調査票（トランス類・コンデンサ類）様式-1」
- ③ 「PCB機器等調査票（PCB油類）様式-2」
- ④ 「PCB機器等調査票（PCBに汚染された保管容器）様式-3」
- ⑤ 「PCB機器等調査票（連結型（集合型）コンデンサ類）様式-6」
- ⑥ 保管場所、PCB機器等の写真

※①～⑤の必要書類をご記入のうえ、⑥の写真を添えて当社宛て送付ください。

当社にて登録入力完了後、「登録確認書」をお送りします。

「登録確認書」の受領

- ・ 登録内容に変更が生じた場合、速やかに当社まで「変更届」をご提出下さい。（HPよりダウンロードできます）
- ・ 「登録確認書」及び別紙「登録PCB廃棄物等リスト」は大切に保管ください。

●PCB機器等登録書類送付先

〒105-0014

住 所 東京都港区芝一丁目7番17号
（住友不動産芝ビル3号館3階）

宛 先 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
PCB処理営業部 機器登録担当 行き

お問い合わせ電話番号 : 03-5765-1935

当社ホームページアドレス : <http://www.jesconet.co.jp>

登録完了から処理まで

機器等登録完了後

しばらくの間お待ちください

・機器等登録をお済ませの上、お待ちいただきますようお願いいたします。

JESCOからのご連絡

・搬入時期は、自治体が定めるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に沿い、貴社の処理御希望時期と当社処理施設の操業計画を考慮のうえ、ご連絡いたします。

※ 現在処理が混み合っているため、ご連絡が数年先になる場合がございます。処理時期については、JESCOの各PCB処理事業所にご相談下さい。

処理委託契約の締結

・JESCOと登録対象物等の処理委託契約を締結し、処理料金を振り込んでいただきます。

搬入日の決定

・貴社と収集運搬事業者とJESCOとで調整のうえ、搬入日を決定します。

搬入及び処理

※処理時期のお問い合わせは、JESCO各PCB処理事業所の営業までお願いいたします。

◇北九州PCB処理事業所（九州、沖縄、四国、岡山県以西の中国地方） TEL 093-522-8588

◇大阪PCB処理事業所（近畿2府4県） TEL 06-6575-5575

◇豊田PCB処理事業所（東海4県） TEL 0565-25-3405

◇東京PCB処理事業所（1都3県） TEL 03-5765-1927

◇北海道PCB処理事業所（東北、北関東、甲信越、北陸）

TEL 03-5765-1197

◇北海道PCB処理事業所（道内）

TEL 0143-23-7007

登録必要書類の記入要領

1. PCB機器等登録 申込書（総括表）

- ① 『保管事業者』には、PCB廃棄物の登録及び処理の申込者をご記入ください。
- ② 【2. 保管事業場】には、PCB廃棄物を保管している事業場名・住所等をご記入ください。
- ③ 『連絡先』には、登録に関するお問い合わせや処理時期についてのご連絡をする際の連絡先をご記入ください。
- ④ 【3. 登録確認書等送付先】には、登録確認書や少量保管者処理委託契約説明会のご案内等、各種の書類が送られます。
- ⑤ 【4. 処理委託希望物】は、記入要領に基づき、「PCB機器等調査票（様式－1、様式－2）」に処理登録の対象となるPCB廃棄物の個別情報をご記入ください。
様式－1、様式－2ごとに、登録を申込まれるPCB廃棄物の台数を記入ください。
- ⑥ 「5. 調査機器等の写真」は、記入要領の「写真撮影について」をご参照の上撮影ください。

2. PCB機器等調査票（様式－1、様式－2、様式－3、様式－6）

- ・トランス類、コンデンサ類をお持ちの方は、「PCB機器等調査票（トランス類・コンデンサ類）様式－1」をご記入ください。（連結コンデンサをお持ちの方は様式－6（P13参照））
- ・ドラム缶等の保管容器で保管しているPCB油類をお持ちの方は、「PCB機器等調査票（PCB油類）様式－2」をご記入ください。
- ・様式－1のN項目でPCBに汚染された保管容器が「有り」とご記入された方は、「PCB機器等調査票（PCBに汚染された保管容器）様式－3」をご記入ください。

- 各PCB機器等調査票の記入要領をご確認のうえ、ご記入ください。

トランス類・コンデンサ類（様式－1）

【機器番号】

機器番号は、保管者様とJESCOとの間で連絡を取る場合の識別番号として使っています。調査票には「0001」と印字されていますが、すでにJESCOに早期登録や機器等登録を行っている番号「0001」番がだぶることになり、今後の契約手続等で混乱が生じる場合があります。もし、JESCOに追加登録をされる場合（「早期登録」から「機器登録」への追加を含む）は、

機器番号がダブることのないよう、調査票に印字されている機器番号を続きの番号(通し番号)にしてください。(機器番号がダブっている場合、JESCOで機器番号を修正する場合がありますのでご了承下さい)

(例) 早期登録でコンデンサ3台を登録していたが、新たにコンデンサが見つかり、追加で機器等登録を申請する場合 → 調査票に「0001」と書いてある機器番号を「0004」に修正して申請。

A：PCB特措法届出番号

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況届出書」の番号をご記入ください。(特措法番号が不明な場合は、空欄でも構いません。)

B：品名

銘板に書いてある機器の品名をご記入ください。

C：定格容量

「kVA」又は「 μ F」で表示されている定格容量をご記入ください。

D：製造者

銘板を見て、製造者(略称でも可：日本コンデンサ=日コン等)をご記入ください。

E：製造年

製造年をご記入ください。(「年」のみで可。「月」は必要ありません。)

F：型式

「型式」(銘板により「形式」「形」「型番」等の表記があります)をご記入ください。

なお、製造番号(1台1台に連番がふられています)やJEC-やJIS-で始まる番号と間違えないようご注意ください。

G：油量(トランス類のみの項目)

銘板の油量(㍑)をご記入ください。

H：機器総重量

【1台当たりの総重量(kg)】

機器の1台当たりの総重量(kg)をご記入ください。

なお、銘板に総重量の記載がない場合は、カタログや図面の重量、又は実測による総重量(kg)をご記入ください。

【重量確認方法】

例) 銘板、図面、実測

※なお、実測の場合は、処理委託の際に計量を証明するもの(計量した際の写真等)を添付していただくことになります。

※保管状況により、重量がどうしても確認できない場合は、確認方法欄に「確認不可」とご記入ください。ただし、処理までには重量確認が必要となります。

I : PCB表記

銘板に次の表記があるかどうかを確認し、該当するコード番号をご記入ください。

- | | | | | |
|--------------|--------------------------------|-----------|-------------|----------|
| 1 : 不燃(性)油 | 2 : AF式 | 3 : DF式 | 4 : シバノール | 5 : AFP式 |
| 6 : ヒタフネン | 7 : ○○クロール (富士シンクロール・ダイヤクロール等) | | | |
| 8 : LNAN (F) | 9 : LFAN(F) | 10 : LFWF | 11 : 上記表記なし | |

【注】※項目の7～8は、トランスの銘板にある冷却方式をご覧ください。

J : 寸法

次ページの図を参考に以下の寸法をご記入ください。ただし、コンデンサの足や耳（吊具）部分といった小さな突起物については含めないでください。

(1) 幅

機器の幅を c m 単位でご記入ください。

(2) 奥行き

機器の奥行き（短い辺）を c m 単位でご記入ください。

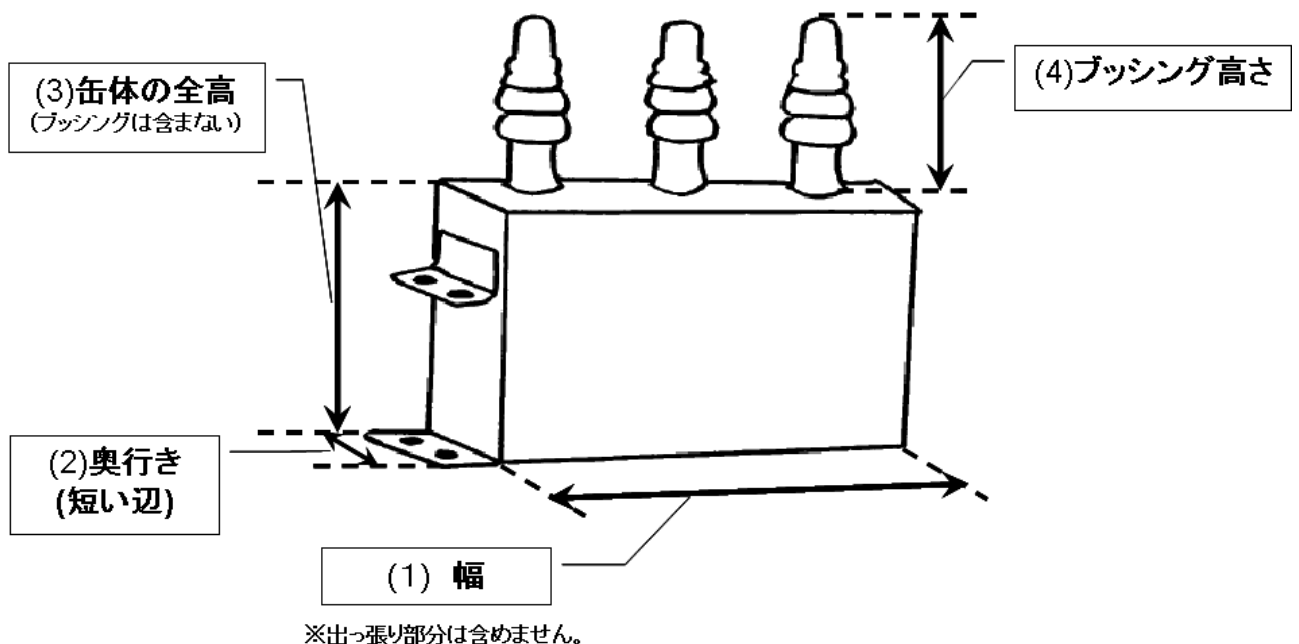
(3) 缶体の全高

地面からの高さ（ブッシングを除く）を c m 単位でご記入ください。

(4) ブッシング高さ

ブッシングの高さ（油面まで含めた寸法ではなく、外に出ている部分の高さ（気中高さ））を c m 単位でご記入ください。

【測定例】



K：抜油（トランス類のみの項目）

機器からあらかじめ抜油してある場合は「有り」と、抜油していない場合は「無し」とご記入ください。

L：漏れ

漏洩がある場合は「有り」又は「にじみ有り」と、ない場合は「無し」とご記入ください。

M：台数

定格容量・型式・重量が同じ機器で、抜油や漏れなど機器の状態も全く同じ機器が複数ある場合は、こちらに合計台数をご記入下さい。

※連結型(集合型)コンデンサは、連結を構成するコンデンサ1台毎に処理を行うことになりま
すので、連結を構成するコンデンサ個々の台数でご記入ください。

【合計台数として記入できない機器】

- ・ 定格容量と型式が同じであっても、重量が異なる場合は、同じ機器とみなしません。
- ・ 定格容量・型式・重量がすべて同じであって機器の状態が違う（漏れがある、抜油済である等）場合は、同じ機器とみなしません。

N：PCBに汚染された保管容器の有無

PCBに汚染された保管容器が有る場合は、「有り」と、無い場合は、「無し」とご記入ください。

※「有り」とご記入された方は、「PCB機器等調査票（PCBに汚染された保管容器）様式－3」をご記入ください。なお、鉄、ステンレス、アルミ等の金属容器以外は処理受託できませんのでご注意ください。

O：その他特記事項

使用中の機器であれば、「1」と記入してください。

PCB濃度分析を行っている場合は、濃度（mg/kg）をご記入ください。

※その他特記すべき事項があれば、ご記入ください。

PCB油類（様式－2）

<基本情報>

A：PCB特措法届出番号

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況届出書」の番号をご記入ください。

B：PCB油類の種類

PCB油類の種類を記入コードよりお選びください。「4. その他」の場合は、種類をご記入ください。

なお、微量PCB汚染廃電気機器から抜いたPCB油は、JESCOの処理対象外品目となっておりますのでご注意ください。

C：容器の種類

PCB 油類を入れた容器の種類と容量(リットル)をご記入ください。その他の場合は、種類と容量をご記入ください。

D：総重量（容器込）（kg）

容器込の総重量をご記入ください。なお、実測写真が必要となりますので、目盛が見える写真を添付ください。

E：発生工程

PCB油類の発生工程について、ご記入ください。

例)トランスから抜油、分析したサンプルの油(コンデンサ)、研究用の試薬 等

F：抜油機器の型式等

PCB油が抜油された機器の種類、型式、製造者、製造年をご記入ください。

(例)

発生した機器	機器型式	製造者	製造年
トランス	N I K A X	明電舎	1968 年

G：PCB濃度・その他含有物等

PCB油の分析を行っている場合は、濃度(mg/kg)をご記入ください。

PCB以外の成分については、濃度と単位をご記入ください。

(例)

①PCB 濃度 (mg/kg)	②水分量 (濃度)	③その他	
		種類	濃度
700,000mg/kg	10%	灯油	1%

※PCB以外の濃度については、単位「mg/kg」「%」もご記入ください。

H：引火点

発生工程が、灯油等の洗浄液含有の場合や由来(発生工程)不明の場合は、ご記入ください。

トランス又はコンデンサからの抜油のみでその他の含有物がない場合は記載不要です。

I：形態形状

油が粘着状なのか流動状なのかスラッジがあるのかを記入コードよりお選びください。

スラッジ(泥状物、沈殿物)がある場合は、その状態をご記入ください。

J：容器の過去の使用履歴

PCB 油類を入れている容器は、過去他の用途で使用されたものなのかを記入コードよりお選びください。

再利用容器であれば、過去どのような用途で使われていたかご記入ください。

- 0: なし(過去に他の用途で使用歴なし)
- 1: 再利用(どのような用途かご記入ください。)
- 2: 不明

K : 容器数量 (缶)

容器数量をご記入下さい。

L : その他特記事項等

その他、特記事項があれば、ご記入ください。

PCB に汚染された保管容器 (様式-3)

A-1 : 容器の種類

保管容器の種類について下記コードに当てはまる番号をご記入ください。

- 0: トレイ
- 1: 200[㍓]ドラム缶
- 2: 300[㍓]ドラム缶
- 3: 箱
- 4: その他(どんなものか記入)

A-2 : 箱の種類 (A-1 で「3」(箱) と記入された場合のみ記入)

A-1 で「3」を記入された場合は、どのようなタイプの箱なのか下記コードに当てはまる番号をご記入ください。

- 0: 蓋のない箱
- 1: 蓋を開けることが可能な箱
- 2: 蓋を開けられない箱
- 3: その他(どんなものか記入)

B : 材質

保管容器の材質について下記コードから選びご記入ください。

- 0: 鉄
- 1: ステンレス
- 2: アルミ
- 3: ガラス
- 4: 樹脂製
- 5: その他(どんなものか記入)

※豊田・大阪・東京事業区域に保管されている事業者様については、金属製及び樹脂製容器は機器等登録となります。

北九州・北海道事業区域に保管されている事業者様については、金属製容器は機器等登録、樹脂製容器

は当面、搬入荷姿登録または予備登録となります。

C : 寸法 (cm)

保管容器の寸法(幅・奥行き・高さ)を測定してご記入ください。

D : 板厚 (mm)

保管容器の板厚を測定してご記入ください。

E : 重量 (kg)

保管容器の重量が分かればご記入ください。

F : 漏れの度合い

保管容器内の漏れ具合について、下記に該当する番号をご記入下さい(必要があればご記入ください)。

0:保管容器の一部に油の付着あり
1:保管容器内で大量の油漏れあり
2:不明
※その他の場合、状態を記入

G : 容器の状態

保管容器にサビや腐食がある場合は、状態をご記入下さい。

H : 台数

同じ保管容器がある場合は、台数をご記入ください。

I : 保管容器の中身

保管容器内の機器は、PCB機器等調査票に記入したどの機器なのか分かるように、調査票の機器番号をご記入下さい。

なお、トランス類・コンデンサ類以外の物(ウエス、ビニール等)を容器の中に混在して持ち込まないようにお願いします。

機器の種類コード	機器番号(#)
1:トランス類	#〇〇
2:コンデンサ類	

PCB機器等調査票(様式-1)の機器番号をご記入下さい。

J : 備考

その他、特記事項があればご記入ください。

連結(集合型)コンデンサ類(様式-6)

「連結型(集合型)コンデンサ」とは、複数台のコンデンサを連結して、全体として蓄電力を向上させたコンデンサです。(※1)

自治体への特措法届出を連結型(集合型)コンデンサ1台で提出している場合(※2)のみ、こちらの様式でご提出下さい。そうでない場合は、様式1にご記入下さい。

(※1) 連結(集合型)コンデンサの処理は、1台ごとのコンデンサに解体した個々処理になるため、処理料金はコンデンサ単体毎にいただいております

(※2) この場合、通常の様式-1で連結コンデンサを記入されると自治体への特措法届出報告の際、自治体の集計と保管者様の集計が合わなくなる恐れがあります。

<様式-6(連結(集合型)コンデンサ類)の記入方法>

連結型(集合型)コンデンサ1台(単体コンデンサを連結・集合させて1台とした場合)の銘板情報等を記入し、その下欄にそれを構成している単体コンデンサ1台毎の銘板情報等をご記入ください。(記入例参考)

記入項目の内容は、様式1と同じです(※3)が、連結型(集合型)コンデンサの「その他特記事項」の欄には、「○台連結」とご記入下さい。

ご不明の点がありましたら、PCB処理営業部管理課宛お問い合わせください。(TEL03-5765-1935)

(※3) 単体は、フレーム・架台等を除いた重量となりますので、単体の合計は、総体の重量に一致しない場合があります。

PCB機器等の写真撮影

- ・ 写真の機器が「PCB 機器等調査票」の何番の機器か分かるように番号をふってください。
- ・ 搬出可否の目安として、保管倉庫全体の写真もお撮りください。
- ・ 写真は、A4サイズの紙に貼ってください。(デジカメの場合、A4用紙に印刷ください。)
- ・ 油の漏洩している機器については、漏洩個所の写真をお撮りください。
- ・ 重量を実測した場合は、必ず実測写真をお撮り下さい。(重量の目盛りが分るもの)
- ・ 膨張等で変形した場合や破損がある場合は、できるだけその機器の写真をお撮り下さい。
- ・ 銘板写真は、撮影可能であればお撮りください。

<写真撮影例>

【保管倉庫の写真】



【銘板写真】



【漏洩個所】



【実測写真】

※重量を「銘板」ではなく「実測」した場合は、実測写真が必要です。



機器を乗せた状態で目盛りが分るようお願いします。

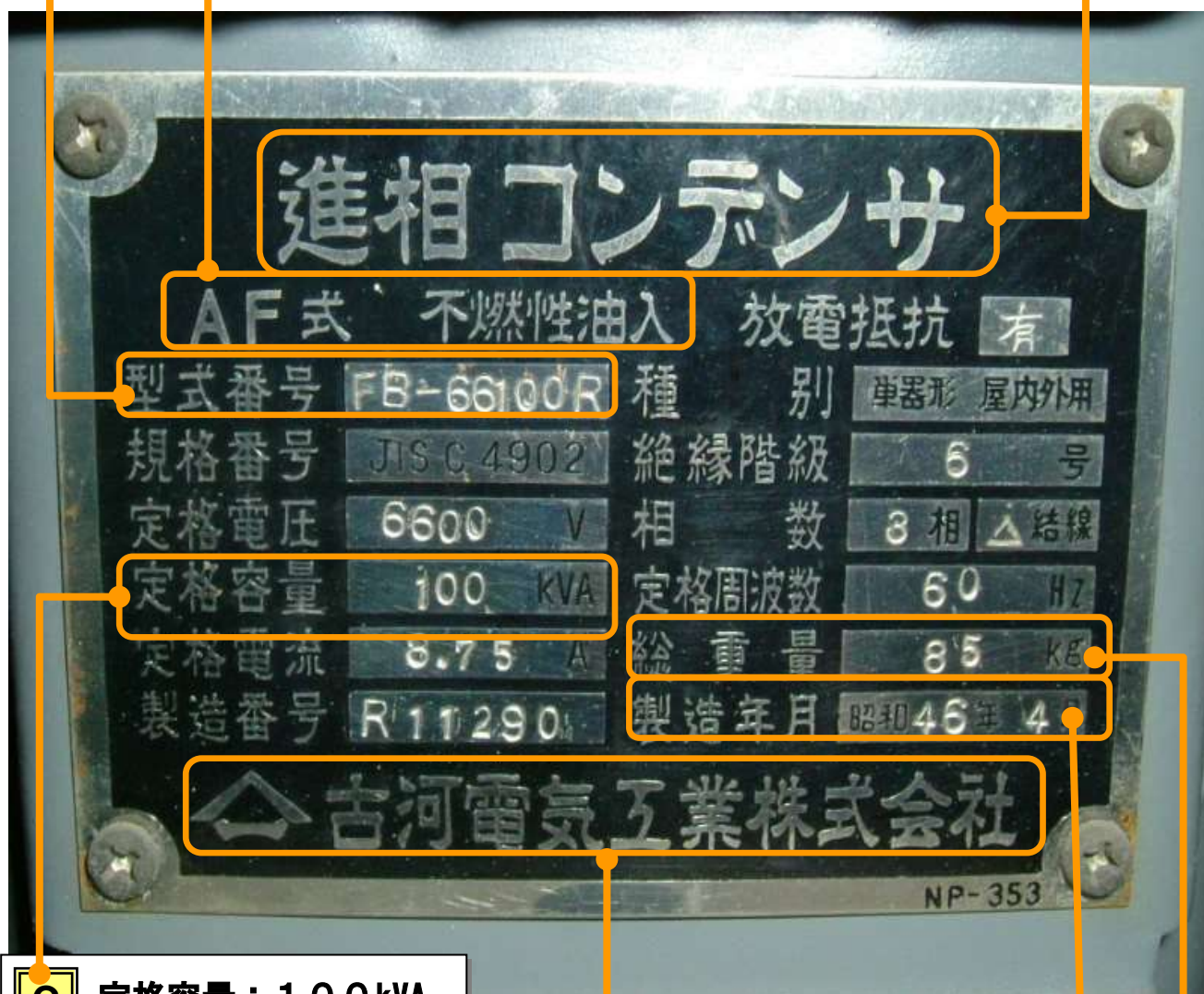


銘板の例 (アルファベットは様式-1の記入項目に対応しています)

F 型式 (型番) : FB-66100R

B 品名 : コンデンサ

I PCB表記 : AF式又は不燃性油



C 定格容量 : 100kVA

E 製造年 : 昭和46年

D 製造者名 : 古河電気

H 機器総重量 : 85kg

《参考資料》

【銘板読みとり等によるPCB使用・不使用の見分け方】

PCB機器をかつて製造していたメーカー及びカタログから得た情報をもとに作成しました。ただし、この情報は製造時のものですので、その後の絶縁油の再充てんなどによりPCB汚染物になったかどうかは、この情報だけでは確定しません。正確に確認するためには分析が必要となります。

1. 油の標記による判別（次の標記であれば、PCB使用）
- ・不燃性油 ・不燃油 ・不燃性絶縁油 ・不燃性合成絶縁油 ・ Askarel

(注)信用できない標記

「補助銘板」で下図のような「PCB」とある表示は信用できない。

P C B
本製品には PCB が
含まれています。

※PCB使用当時は、「PCB」という用語は存在していない。

この表示は、PCB使用禁止後に保管者によってつけられたものであるためPCB使用機器かどうかの判別には使えない。

2. 塩素化ジフェニールの表示による判別（次の標記であれば、PCB使用）
- ・塩素化ジフェニール ・塩素化ビフェニール ・五塩化ジフェニール
 - ・三塩化ジフェニール ・五塩化ビフェニール ・三塩化ビフェニール など

3. ○○式の表示による判別

- PCB使用機器（次の標記であれば、PCB使用）
 - ・ A F式 (Askarel filled) ・ D F式 (Diphenyl filled)
- PCB不使用機器（次の標記であれば、製造時はPCB不使用）※コンデンサのみ
 - ① O F式 ② M P式 ③ M F式 ④ S H式

4. 製品名による判別（次の製品名であれば、PCB使用）

メーカー名	PCB製品名
東芝	シバノール
三菱電機	ダイヤクロール
富士電機	富士シンクロール
日立製作所	ヒタフネン
明電舎	ミュークロール
愛知電機	アイチクロール
鐘淵化学	カネクロール (kanechlor)

5. 冷却方式による判別

- ① PCB使用機器（次の標記であればPCB使用）
 - ・ L N A N ・ L N A F ・ L F A N ・ L F A F ・ L F W F

② PCB不使用機器（次の標記であれば、製造時はPCB不使用）

・ ONAN ・ ONAF ・ OFAN ・ OFAF ・ OFWF ・ AN

6. 製造年代による判別

製造期間	判別
昭和5年（1930年）以前	製造時はPCB不使用
昭和6年（1931年）～昭和27年（1952年）	海外製品のみPCB使用機器あり
昭和28年（1953年）～昭和30年（1955年）	松下電器産業製のみPCB使用機器あり
昭和30年（1955年）～昭和47年（1972年）	PCB使用機器の可能性あり（※1）
昭和48年（1973年）～昭和49年（1974年）	一部の鉄道用機器のみPCB使用機器あり
昭和50年（1975年以降）	製造時はPCB不使用

（※1）この年代であってもトランスはPCB不使用（製造時）のものが多くありますのでご注意ください。

7. 海外メーカーのPCB判別（この標記があればPCB製品）

メーカー名	PCB製品名
Universal Manufacturing Corporation (ユニバーサルマニファクチャリングコーポレーション)	Askarel（アスカレル）
Monsanto（モンサント）社	Aroclor（アルクロール）, Capacitor 21, MCS 1489
General Electric（ジェネラルエレクトリック）社	Pyranol（ピラノール）
Westing House（ウェスティングハウス）社	Inerteen（イナティーン）
Bayer（バイエル）社	Chlophen（クロフェン）
Sangamo Electric Company	Diaclor（ダイアクロール）
Sprague Electric Company	Clorinol（クロリノール）
McGraw Edison	Elemex（エレメックス）
Federal Pacific	Non-flammable liquid
Electrical Utilities Corporation	Eucarel（ユーカレル）
Cornell Dubilier	Dykanol（ダイカノール）
Aerovox	Hyvol（ヒボール）

上記のPCB製品名の他に Asbestol, Chlorextol, Diconal, DK, Ducanol, Dykanol, Fenclor, No-flamol, Phenoclor, Pyralene, Pyroclor, Saf-t-Kuhl, Sat-t-America, Sovol, Therminol などがある。

（出典）

米国環境省

<http://www.epa.gov/compliance/resources/publications/monitoring/tsca/manuals/pcbinspect/pcbinspect4.pdf>

ニュージーランド厚生省

[http://www.moh.govt.nz/moh.nsf/pagesmh/8089/\\$File/safe-managements-pcbs-jul08.pdf](http://www.moh.govt.nz/moh.nsf/pagesmh/8089/$File/safe-managements-pcbs-jul08.pdf)

※その他の判別方法につきましては、日本電気工業会（JEMA）のホームページ「PCB使用電気機器の判別について」をご覧ください。

URL: <http://www.jema-net.or.jp/>

(参考)

PCB に汚染された機器の分類と処理方法

<p>【高濃度の PCB を使用した電気機器 (又は当該電気機器から抜いた油)】</p> <p>PCB が絶縁油として使用された電気機器の絶縁油中の濃度は、50%(500,000mg/kg) 以上が高濃度です。一般的にコンデンサについては、PCB 濃度 100%(1,000,000mg/kg)、トランスについては概ね 60% (600,000mg/kg) 前後です。</p>	<p>現在 JESCO で処理を行っておりますので JESCO への登録をお願いします</p>
<p>※JESCO では現在 50% (500,000mg/kg) 以上の PCB 濃度の電気機器(又は当該電気機器から抜いた油)について処理を進めております。0.5% (5,000mg/kg) 超～50% (500,000mg/kg) 未満の濃度のものについても登録はお受けいたします。</p>	
<p>【微量 PCB 汚染廃電気機器等】 (注)</p> <p>PCB 濃度 0.5mg/kg 超～5,000mg/kg のものを指します。 (微量 PCB 汚染廃電気機器等の大部分は、数 mg/kg から数十 mg/kg 程度です。)</p> <p>※これらの廃棄物も PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 8 条に基づき、都道府県又は政令市に保管状況等を届け出る必要があります。</p>	<p>JESCO 以外の認定を受けた施設により処理が進められています。</p>
<p>【PCB 濃度が 0.5mg/kg 以下の電気機器】</p>	<p>PCB 廃棄物としては扱われません。</p>
<p>※PCB 以外の含有物によっては、特別管理産業廃棄物としての処理が必要になる場合がありますので、管轄の都道府県・政令市の産業廃棄物担当課に必ずご確認ください。</p>	

(注)

【コンデンサ】

1991 年以降に国内で製造された機器のうち、日本電機工業会の加盟メーカーが生産した機器は PCB の汚染がないとされています。

【トランス】

1994 年以降に国内で製造された機器のうち、日本電機工業会の加盟メーカーが生産した機器は、絶縁油交換等のメンテナンスが行われていないこと又は汚染のない油への入れ替えが行われていることを確認できれば、PCB の汚染がないとされています。

※ ただし、上記の取り扱いについては、管轄の都道府県・政令市の産業廃棄物担当課にご確認ください。